

# まごころ共済

自動車事故費用共済

重い加害事故の債務  
人身事故にもうひとつの安心

わずかな掛金で安心運転

自動車保険等に関係なく契約者(あなた)にお支払い

普通車 (月々) **1,000円** 軽自動車 (月々) **550円**  
(年払いはさらにお得です)



宮崎県火災共済協同組合

## まごころ共済ご契約にあたってのご注意

### 共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金（月払の場合は、初回共済掛金）を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。ただし共済期間の開始日は翌月の1日からとします。

### 運転者の範囲は

#### 個人でご契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③上記以外の届出運転者（2名まで）

#### 法人でご契約の場合

- ①共済契約者（理事、取締役など）
- ②共済契約者が雇用する者
- ③上記以外の届出運転者（2名まで）

#### 個人事業所（屋号記載）契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族（事業所と住居の住所が同じ場合に限りです。）
- ③共済契約者が雇用する者
- ④上記以外の届出運転者（2名まで）

### 出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済にご加入いただく場合は、一口100円の出資金をお預かりいたします。

### お支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とし、）または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金。
3. 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金。
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 事故の原因が、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
7. 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。

8. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に事故の通知がなかったとき。

### 一対物事故共済金特約

1. 事故の原因が共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とし、）または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
3. 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
4. 事故の原因が戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

### ご契約の際のご注意

#### 1. 告知義務

（ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出ていただく義務）

共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」という）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。

#### 2. 共済契約の無効

共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

#### 3. 共済掛金領収前に生じた事故

共済掛金口座振替特約などの特定の特約を付帯したご契約の場合を除き、共済期間（共済のご契約期間）が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

### ご契約後のご注意

#### 1. 通知義務

（ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務）

共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。

### お申し込み手続きは簡単です

1. ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入いただき、ご押印のうえご提出ください。
2. 掛金と出資金（一口100円）を申込書にそえてご提出ください。

### 補償開始はお申し込みの翌日からです

ご加入の申込書を組合が受理し、出資金と掛金をお払込みいただいた翌日の午前0時から補償が開始されます。ただし共済期間の開始日は翌月の1日からとします。

### クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回）は、共済期間が1年以下のものについては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。



### お問い合わせ・お申込み

## 宮崎県火災共済協同組合

住 所／宮崎市松橋2丁目4番31号（宮崎県中小企業会館4F）  
TEL／0985-24-1424 FAX／0985-23-9001

### ●お取り扱い代理所

〒889-1901  
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1888番地18  
高妻法政保険事務所 高妻三郎  
TEL0986-52-0016 FAX0986-80-5280  
HP高妻保険で検索 #-skoudunahoken@kou, bbhq.jp

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

# 自動車事故費用共済(まごころ共済) ※詳しくはパンフレット・約款をご請求下さい。

自動車事故で相手方が死亡・入院の時、最高300万円の共済金が自分側に支給されます(契約者側に過失がある場合)。

この共済金を、お悔みや見舞金に充てる事で相手方に誠意と償いを示すことができ示談を円滑に進める事ができます。

もちろん自分側の死亡・入院の時も自分側に支給されます。

**契約者側補償内容**(契約者・同居親族・登録運転者(2人)の事故に適用。但し、別居中の学生・単身赴任者の家族は同居親族とみなします)。

死亡共済金	300万円	事故の日から180日以内の死亡1事故につき。
後遺障害共済金	12万~300万円	事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき。
入院共済金	1日4500円	365日を限度として入院・通院・往診を受けた日数。
通院共済金	1日2250円	但し1日に支払われる共済金は18,000円を限度とします。

**相手側補償内容**(契約者・同居親族・登録運転者(2人)の事故に適用。但し、別居中の学生・単身赴任者の家族は同居親族とみなします)。

死亡共済金	300万円	事故の日から180日以内の死亡1事故につき、合計300万円までの実費を契約者側に支給(死亡臨時費用共済金を一時金として30万円を契約者側に支給)。
後遺障害共済金	12万~300万円	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた時、算定された額を限度として実費を契約者側に支給。
入院共済金	1日4500円	365日を限度として入院・通院・往診を受けた日数に基づき算定された額を限度として実費を契約者側に支給。入通院臨時費用共済金を一時金として3万円を契約者側に支給(3日以上の入通院で1事故につき)。
通院共済金	1日2250円	※支払金額が3万円を超える場合は支払限度額内で3万円を差引いた金額となります。

共済金は一事故の総合計300万円が限度です(特約を除く)。

## 対物事故の時は、 特約から対物事故共済金3万円を支給

他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害が2万円以上の時、3万円を保障します(但し共済期間内に1回だけ)。

※事故証明等は自賠責・任意保険用のコピーが使えます。

※故意・無免許・飲酒・麻薬・戦争・地震等が原因の時は適用できません。